

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和5年2月3日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：黒川長官官房総務課長、金城原子力規制企画課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから2月3日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○黒川総務課長 報道官の黒川です。

お手元の広報日程に沿って説明をいたします。その後、追加の説明もありますが、まずは広報日程からです。

一番上のところ、2月6日、来週月曜日に非公開の臨時会議が入っています。

議題は高経年化の安全規制の検討で、法案の検討状況の2回目の報告になります。検討中の法案が資料になりますので、非公開になります。

2ページ目に行きまして、2月7日の（3）特定兼用キャスクの型式証明等に関する審査会合です。

議題は2つで、1つ目が三菱重工のキャスクの型式証明で、12月28日に申請がありまして、今回が初会合で概要の説明となります。

2つ目がトランスニュークリア社のキャスクの型式証明で、こちらは12月23日に申請がありまして、こちらも初会合で概要説明ということになります。

次は2月7日の（4）第1112回審査会合です。

議題は2つで、1つ目は島根2号機の設工認です。12月23日に申請書の補正、分割申請の最後のものということですのでけれども、それがありましたので、その概要の説明になります。

2つ目は玄海3号機、4号機の高燃焼度燃料導入という案件の許可で、こちらは12月28日に申請がありまして、今回が初会合で概要の説明ということになります。

3ページ目に行きまして、2月10日の（7）第1113回審査会合です。

議題は4つありまして、まず1つ目は敦賀2号機の許可です。前回12月9日に審査会合がありましたけれども、その際、いろいろ指摘がありました調査データのトレーサビリティの件で改めて説明があります。

議題の2つ目ですけれども、東北電力の審査会合資料作成の品質保証になります。元々は9月30日の審査会合で東北電力作成の資料に誤りがあり、資料作成の品質保証がどうなっているのかということで、12月16日に審査会合がありまして、その際のコメントへの回答になります。

議題の3つ目と4つ目が九州電力の標準応答スペクトルの件ということで、引き続き地盤構造モデルの話になります。

最後に委員の現地視察のところですが、2月9日から10日に杉山委員が泊を視察します。発表のとおり、現地の取材が可能です。

1回ここで切って、質問を受けます。

<質疑応答>

○司会 それでは、ただいまの資料1に関する質問をお受けします。

いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから御質問をお願いいたします。御質問がある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

<本日の報告事項>

○司会 それでは、続きまして、資料2に関する御説明に入りたいと思います。

○黒川総務課長 引き続きまして、資料2です。

12月27日の報道官ブリーフィングで、運転期間の見直しについて規制委員会で議論が始まり、10月5日に最初にやっていますけれども、そのときまでの資源エネルギー庁とのやり取りの経緯について説明をしました。その際にエネ庁との面談などの資料も出してほしいという要望がありましたので、改めて資料を全部精査しましたということがあります。今日、その資料の一部を公開することになっています。

公開する資料は、資料2の表紙にありますように、3点あります。1つ目が7月29日に資源エネルギー庁に提供した過去の内閣法制局への説明資料です。あとは、8月23日と9月13日の長官等との事務方打合せの資料になります。

一方で、その下に※があると思いますけれども、面談の際にエネ庁から提供を受けた資料はどの部分が不開示情報なのか、作成者であるエネ庁において判断すべきものと考えまして、規制庁からの公開はしません。

情報公開法に基づく開示請求についても、エネ庁が作成した部分は、エネ庁への移送手続を取る予定です。

ただ、これが重要なところなのですけれども、本日、資料はエネ庁からの分は出しませんが、エネ庁から提供された資料を基にどのようなやり取りが行われたかは、全てつまびらかに説明することにしております。

エネ庁との面談は、繰り返しになりますけれども、提供された資料は公表しませんが、どのようなやり取りが行われたかは全て説明する、これが今日の質疑の一番重要なポイントになるかと思えます。

11ページを御覧いただきまして、これは何かといいますと、12月27日に説明した資料で、各回の面談とか、事務があります。11ページを見ていただきながら、それぞれ上から順に面談は何で何を使いましたみたいな話を進めていこうと思えます。

11ページの7月28日、エネ庁との面談①というところですが、そのときには「原子炉等規制法を含む東ね法案の検討を開始した旨が伝達される」と書いてあると思います。

具体的にどういうふうに伝達されたかということですが、炉規制法の現行の運転期間の規定について、エネ庁所管の法律と東ね法の形、東ねて改正するという図、役所風に言うとポンチ絵という呼び方をしますけれども、その提供を受けています。エネ庁所管法で運転期間を規定して、規制委員会所管法、炉規法ですけれども、高経年化の規制を分離して規定するアイデアがこの場でエネ庁から提供されたものと思います。

次、7月29日ですが、エネ庁からの依頼を受けまして、平成24年当時の内閣法制局資料を提供しています。その資料は、今日の資料の2ページから7ページまでについておるものであります。過去の資料ですので、特に今日は参照して説明はしません。

次が8月19日、エネ庁との面談②とありますけれども、そこでは「運転期間の見直しに関する改正のイメージが示される」とあります。具体的に言うと、炉規制法の改正の具体的な条文案の提供を受けています。

その後、8月22日の面談③というところで、一番下の行です。「原子力規制委員会の所掌となる内容が一部含まれていた」とありますのは、その条文案のことを指しています。

ただ、その条文案は、検討の熟度は非常に低いもので、条文の中身が大事というよりは、現行の規定をエネ庁の所管法と炉規制法に分離するというアイデアを一応形にしてみましたというイメージを示す程度のものでとどまっています。8月19日の欄に改正のイメージと書いてあるのは、条文そのものにははっきりいってあまり意味はなくて、炉規制法とエネ庁所管の法律で分離して規定するという形を条文の形で示したということです。

○記者 手元のペーパーをぺらぺら読んでいるのではなくて、どの図の何を参照すればいいのかを示して話してもらえませんか。

○黒川総務課長 そこは先ほど申し上げましたように、エネ庁の資料はついていませんので、今日はその資料はないということになります。

○記者 それはおかしくないですか。

○黒川総務課長 先に進めます。そういうことになります。

11ページを御覧いただくといいと思うのですが、その日は8月22日の面談③という場面で「原子力規制委員会が委員会の場において検討すべきものである旨などを指摘」とありますように、安全規制の部分は規制委員会で検討すべきことなので、これ以上エネ庁で検討する必要がないという旨を伝えているものであります。

これを受けまして、8月23日に長官など、幹部を含めた打合せが行われています。その際の資料は、8月19日にエネ庁から提供を受けた資料です。先ほど条文と申し上げましたが、そのものと規制庁作成の資料で、今日配った資料の8ページになりますが、それを御覧いただければと思います。

8ページ目になりまして、改正の形として案の1から案の3を挙げています。3案とも案の概要を御覧いただくと分かるのですが、エネ庁所管法と炉規制法を分離するという構造は、案の1から案の3まで全部共通していきまして、例えば案の1でいうと「原子炉等規制法の運転期間制限規定中『一回に限り』の改正にとどめ、経産省所管で移管する」と書いていきまして、そういう分離という形が示されていきまして、案の2、案の3も基本的にその点は共通です。そういう形になっていますので、エネ庁からそういうアイデアの提供を受けたという影響がうかがえるということだと思います。

3案あるのですが、この日の長官ほか、幹部との議論は、基本的にはエネ庁から今後、運転期間の延長が政府の議論になる見込みですという話と、それを受けてエネ庁の所管法と炉規制法で分離して規定したらどうかという報告を終始しまして、3つの案の議論はほとんど行われていません。もうちょっと考えて持ってくるようにというよう指示があっただけで、この日は終わったということになります。

メリット、デメリットの部分は不開示にしていまして、公にすることで不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるという理由により不開示にしています。

11ページに戻っていただきまして、今、8月23日のところを御説明しましたけれども、次、8月25日以降の環境省とのやり取りについては、既に12月27日に資料と共に説明しましたので、そこは省略いたします。

12ページに行ってくださいまして、9月6日のエネ庁との面談の4回目ですが、資料は特にない形で行われています。

9月13日の事務方打合せがあります。その資料がついていますので、それもまた御紹介しますと、今日の資料の9ページ目と10ページ目になります。

9ページ目から御覧いただきまして、先ほど8月23日の長官への説明で、もう少し考えて持っていこうという指示を受けまして、もう少し考えまして、9ページ目、10ページ目の案1、案2という形で持ち込んでいます。

9ページにありますように、案1は最小限の改正です。「一回限り」を削りますということで、「一回限り」が削られれば、20年ずつ延長できるという規定になるという案があります。

10ページ目の案2のところは、運転期間の規定を全部削除して、代わりにPLM、高経年化技術評価のことでありますが、それを法定化するというものでありまして、これは割と今の案に近い形になっています。ポイントのところ、今と若干違う部分もありますが、基本的に案2の形が現時点の案に近いものになっています。

不開示の部分もありますが、不開示の理由は先ほどと同じものであります。

もう一度12ページに戻っていただきまして、9月15日です。エネ庁との面談の5回目です。これは書いてありますが、9月22日の原子力小委員会の資料案で、その時点の案を提示されています。

次の9月16日に長官を含めた事務方打合せがありまして、9月15日にもらった資料につ

いて、書いてありますけれども、「今後の原子力安全規制を見通したような記述は削除するよう指摘した」とありますが、そういった議論をしたということでもあります。

その中身を御紹介しますと、今日の資料の14ページを見ていただきまして、この資料は9月22日の原子力小委員会で実際に使われた公表版の資料でありますけれども、元々最初に規制委員会がもらった9月15日版とは3つの点で違いがあります。

どこかといいますと、1点目ですけれども、一番上の(1)の見出しのところが違ってきます。最終的には「安全最優先を大前提とした原子力利用政策の観点からの運転期間のあり方に関する検討」とありますけれども、9月15日版では、さらなる安全強化に向けた検討と書いてありまして、規制庁からすれば、安全強化をするかどうかは、規制委員会が決めることではありますので、エネ庁さんに御検討いただく内容ではないということで、その部分は削除というか、修正を求めたこととなります。

紙がないので分かりにくいと思うので、正確にもう一回申し上げます。一番上の(1)ですけれども、「安全最優先を大前提とした」という部分があると思うのですが、その部分では、文章のつながりはともかくとして、さらなる安全強化に向けた検討とありました。

これはどう違っているかという、元々の安全強化に向けた検討というのは、まさに規制政策の安全規制の部分でありまして、安全強化をするかどうかも含めて規制委員会が決めることでありまして、エネ庁で検討をいただくことではありません。最終的な資料としては「安全性最優先を大前提とした」となっておりまして、エネ庁から見れば、安全規制の部分は彼らが中身を決められないので、彼らにとっては前提ということでありましょうという意見を申し上げて、そんな形に変わっているということでもあります。

次に2つ目の修正点ですけれども、矢印の一つ目です。ページの真ん中辺りに「原子力規制委員会の見解や」何とかかんとかという矢印ですが、この部分が矢印の行の後ろのほうですね。「原子力利用政策の観点から運転期間のあり方に関する検討を進める」とありますけれども、9月15日版では「原子力利用政策の観点から」がありませんでした。微妙なつながりなどがありますけれども、基本的には「原子力利用政策の観点から」がない形の記述になっていました。

これも規制庁から見ますと、エネ庁が運転期間の在り方を見直したいのでしようけれども、利用政策の観点から行っているのであって、運転期間の規定は、現行2つの安全規制と運転期間という利用政策の規定と交ざっていますが、全体はエネ庁においてこのように見直すべきだという検討をする話ではなくて、エネ庁さんとしては、原子力利用政策の観点から検討するとなりますので、そのような記述を追加していただいたこととなります。

3つ目ですけれども、①があると思います。「今後とも」で始まる行ですけれども、これは9月22日の公表版では、2行目の後ろからです。「安全性が確認されなければ、発電所の運転ができない仕組みであることが大前提」とありますけれども、9月15日版での

一番最後の部分は「運転ができない仕組み」までを同じなのですけれども、としなければならぬと書いてありました。

これも規制庁から見ますと、運転できない仕組みにとするという主語は規制委員会なので、エネ庁さんがそこを検討いただく話ではなくて、規制委員会の話なので、そこは仕組みとすると書くのではなくて、仕組みであることがそちらにとっては大前提というかどうか、前提となって検討するという話なのではないかという意見を申し上げたということでもあります。

以上、3点について修正を求めたこととなります。

基本的にいずれの修正の趣旨は共通でありまして、要するに今後の原子力規制を見通しているような記述の削除と元の資料に書いてあるのですけれども、利用政策と安全規制の2つの目的が混在する現行の規定を全体としてこういう中身にしますという形で元のエネ庁資料は書いてあったのですが、そうではなくて、エネ庁から見ますと、安全規制はこちらが検討することなので、安全規制は検討対象ではなくて、前提という形で書かれるべきだという意見を申し上げたこととなります。

12ページに戻っていただきまして、先ほどの9月22日までの経緯は申し上げたかと思えますので、次、9月22日にエネ庁との面談の6回目がありまして、22日は原子力小委員会の後なので、22日のセット版の資料を改めてもう一度もらったということとなります。

次、9月28日のエネ庁との面談の7回目です。これは資料なしでやっています。

以上で10月5日までの面談7回と事務方の打合せの資料について、説明をいたしました。

最後に、エネ庁との面談においてどういうやりとりがなされたかについて、改めてまとめて御説明をしようと思えます。いろいろな情報の伝達はありましたけれども、意見のやり取りが行われたのは2点に限られます。

1点目が9月19日から9月22日にかけてです。もう一度11ページを御覧いただければと思えますけれども、9月19日から22日にかけて改正のイメージ、これは条文案のイメージと申し上げましたが、条文案の形のイメージをもらっています。11ページの資料に書いてありますように、8月22日に規制委員会の所掌となる部分は、規制委員会が委員会の場で検討しますということを申し上げたと書いてありますけれども、いろいろなポンチ絵ですとか、条文案の提供を受けましたが、それは規制委員会で検討すべきことなので、2つの法律のエネ庁所管の法律と炉規制法で分けて規定するというアイデアだけいただきまして、エネ庁側で安全側の規定をそれ以上検討いただく必要はありませんということをお伝えしていることがやり取りの1つ目です。

あと、もう一つやり取りがありましたのは、9月15日から16日にかけてになります。先ほど申し上げましたけれども、9月22日の原子力小委員会の資料について原案をいただいて、このように直すべきだという意見を我々は申し上げまして、当然その意見はどこまで反映するかは、エネ庁側の判断でしたけれども、幾つか直していただいたということであろうかと思えます。

修正意見の趣旨は、安全規制の部分は規制委員会が決めることなので、小委員会の資料では、それを検討対象として書くのではなくて、自分の検討対象ではない前提条件という形で書いてくださいと申し上げたということです。8月19日から22日も、9月15日から16日の2つのところでやり取りしていますけれども、共通したものだと思っていて、いずれも運転期間の規定を改正することを考えておられたわけですが、安全規制の部分は規制委員会が決めることなので、エネ庁側が検討いただくことではありませんと申し上げたという内容だと思っております。

以上で、今日はエネ庁側の資料を公開しないことになりましたけれども、エネ庁側にどういう資料をもらって、どういうやり取りをしたのかというのは、全てつまびらかにできたと考えております。

こちらからは以上です。

<質疑応答>

○司会 ただいまの資料2に関して御質問をお受けしますので、御質問のある方は手を挙げてください。ヨシノさん、どうぞ。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。

まず私を含めてこの中で情報公開請求をした社が何社かあると思うのですが、今日のこの日になって資源エネルギー庁に情報公開の開示請求の取扱いを移管するというのは、申し訳ないのですが、少なくとも情報公開請求をした我々に話がなかったのはなぜですか。

○黒川総務課長 それはまだ決裁が下りていないということでありまして、移送をするという意思決定はしまして、正式には中で決裁を取る手続をして、申請者に通知をします。その決裁と通知の手続は、この瞬間まで行われていないので、伝わっていなかったということになるかと思えます。

○記者 大変申し訳ないのですが、そうすると、重要なファクターの部分が資源エネルギー庁側に移管されてしまって、今日はないわけです。それを見ないと、要するに全体的な説明にならないと思うのですが、それはどう思われますか。

○黒川総務課長 そういう御意見があるのは重々承知した上で、我々としては、元々我々が作ったもので、エネ庁作成の資料について、どこが不開示かということ特定することも含めて、我々側で開示する、開示しない、どこまでするという判断をすることが難しく、それはエネ庁で判断いただいたほうがよろしかろうという判断をしたものです。

ただ、不十分と思われるかもしれませんが、我々としては、エネ庁からどういう資料をもらって、どういうやり取りをしましたというのは全部説明をしたいと思っていて、幾つか口だけになってしまいましたけれども、そこは説明をすると整理をしたものであります。

○記者 個人的な感想を言わせてもらおうと、あきれて物が言えないとはこのことだと思

ます。つまりどの部分を開示して、どの部分を開示しないか、これでもめているというか、打合せをしているから、本来であれば、2週間、3週間前にこの会合が開かれたはずなのに、そここのところを検討しているから時間がかかっていますとあなたはおっしゃっていませんでしたか。

○黒川総務課長 そこだけの話ではなくて、我々の資料もありますから、しかも、割といろいろな人が関わっていて、どの資料がどこで使われたのかというのは、改めて整理しなければいけないものもありまして、もちろんエネ庁とも移送することですとか、どちらが開示するという議論は当然しています。それにある程度時間がかかったことも事実ですけれども、それだけではなく、ここまでのいろいろなことを整理するのに時間がかかったということです。

○記者 お言葉を返すようですけれども、重要な部分に関しては、エネ庁にそっくり開示するか、開示しないかを移管したということが今日のメインなのですね。これは肩透かしではないですか。違いますか。

○黒川総務課長 結局、基本的に今日議論した、向こうとやり取りをした部分は全部言ったと思っていて、例えばポンチ絵とか、条文と言いましたけれども、それ自体も我々が出そうとすると、多分不開示になると思いますので、言うことと真っ黒なものが出るものと大して変わりがあるとは思わないです。

あと、9月15日からのエネ庁の小委員会の資料については、全部で複数ページをもらっていますけれども、議論したのは1ページだけありますので、9月22日のページだけを議論したという話と、元々15日はこういう資料でしたと申しあげましたので、一応それで何のやり取りをしたかは、それで全部説明できていると考えています。

○記者 それはあなたの頭の中で説明ができていくわけであって、聞いている我々はよく分かりません。それから、こんなに7回も法案について事前に不適切会合を開くのであるのなら、申し訳ないけれども、不適切会合という言い方をさせていただきますが、開示をするか、開示をしないか詰めるぐらいの会合はきちんとやったらよかったですか。

○黒川総務課長 開示をするかどうかですか。

○記者 そのほうがよほど実りのある会合ではないですか。なぜやらなかったのですか。

○黒川総務課長 その時点では、そもそも開示するというルールはないですし、役所同士の会議では、そういう形で議事要旨なり、資料を公開するという流儀も基本的に役所の中でないので、特に改めてする必要はあるとは考えていなくて、改めてこういう議論になって、12月に委員長からそういう指示も出て、1月にルールを作って、改めてそういうことをやることになったということです。

○記者 何を言っているのかよく分かりません。

○司会 ほかに御質問のある方、サクライさん、どうぞ。

○記者 朝日新聞のサクライと申します。

細かい質問は改めてしますが、今のお話の続きなのですが、今回の説明というのは、原子力規制委員会、規制庁の独立性がちゃんと保たれているかということをお聞きしたいです。それが証明しなければいけない機会だと思います。それなのにそもそもエネ庁がどういう資料で説明したかとか、そういうものを全てエネ庁側のことだから、あちらに移管しますということではなくて、あなたたちはそこを説明しないと信頼を失いかねない機会だと思うので、そこはまずあちら側に開示、非開示を判断するのではなくて、あちら側を説得するような形で話していただいて、それをもってこういう紙が出ていまして、これではこういうことですよということを説明してもらわなければ、御説明だけでそれが晴れるわけもなく、そこは勘違いされていらっしやいます。今回、皆さんが独立していることを証明する機会の場合なのだから、証明するための材料を集めなければいけないわけで、そこはまさしくもちろんエネ庁側を説得するぐらいの立場でお話しして、示していただかなければ、誰も信じていただけないのではないかと思います。1点目です。

2点目なのですが、皆さん側が作った資料の黒い部分は、一体どういうことでしょうか。開示することにより混乱を生むということがどういうことなのか、これには法案のメリットとデメリットについて書いていらっしやっていて、ここをどうするかという強い本質や根幹に当たる部分の説明をしないというのは、まさしくひょっとしたらエネ庁側が言っていることについて、影響を受けている可能性もないことを証明していただかないと、先ほど黒川さんはどこかでアイデアの提供を受けて影響があるみたいな表現をされていたことがありましたけれども、影響がなかったことを証明していただかなければいけないわけだから、大変なテロに関わる重大な情報で、これはどうしても開示できませんということだったら、我々も納得し得ると思うのですが、これではまさしくこういうパターンがあって、そのメリットとデメリットという考え方、論点という根幹を指すところで、その根幹が分からなければ、エネ庁の影響があったのか、なかったのか、少なくともなかったという証明にはならない。独立が脅かされているのではないかと我々は疑ってしまうわけです。そこのところは、少なくとも自分の省庁、役所のところが真っ黒ということは、私には全く理解できません。

あと、細かい質問は後でしますが、ほかの方もいらっしやると思うので、ここで私は一旦終えます。

○黒川総務課長 1点目のエネ庁の移送についてですが、エネ庁が移送してほしいと言っているから移送することではなくて、おっしゃるように、我々の身のあかしを証明する機会というか、チャンスといってもいいのかわかりませんが、そういう場だと当然認識しています。

その前提でどういう資料を出すのかと考えたときに、自分が作っていないものについて、どの部分が不開示情報であるのかという判断は非常に困難でありまして、もちろん我々も出そうといういろいろ考えましたけれども、難しさがありました。まさにおっしゃる

ように、我々はこの場で身のあかしを立てる機会だと考えたときにどういう説明ができるのかを改めて考えまして、エネ庁からこういう資料をもらいました。

例えば9月22日の資料についていえば、9月22日の資料を出した上で、元々こうでしたと言えば、結局、元が分かりますので、それでこのような意見を言って、こうになりましたという説明は全部できます。8月のやり取りについては、ポンチ絵とか、条文をもらったわけですが、それ自体は我々が出そうが、エネ庁が出そうが、不開示情報です。要は検討中の法案の元の形は、基本的には不開示になる者であろうかと思しますので、しかも、中身がどうかということではありませんので、それ自体は不開示になると思しますので、そういうものをもらいました。

それについて、我々は特にそのまま使うことではなくて、先ほど申し上げましたけれども、条文を2つの形に分離するというアイデアだけはいただいて、その上で炉規制法の規定を考えるようにしたという説明をして、それで一応彼らとのやり取りの全ては説明できると考えたために、今日はこの形でさせていただいたということになります。

2点目の規制委員会の資料の黒塗りについてですけれども、確かに説明を補足して置こうと思ひまして、8ページを御覧いただきまして、メリット、デメリットが黒くなっています。なぜ黒くなっているかということなのですが、ここに書かれた内容は、一担当者の見解で、規制庁という組織としての見解とはかけ離れていて、法案の検討が行われている時期に組織の見解とかけ離れたものがメリット、デメリットという形で公にされることは、法案の内容に誤解を受けることにつながると考えたものであります。

そうはいつでも、御理解をいただかなければいけないので、1つだけ例を挙げますと、8ページ目の案の1のメリットのところでは、一番左上のところは何と書いてあったかというところ、文字面上、改正は必要最小限で、一見してほぼ変わっていないように見えて書いてあって、そもそも文字面上改正は必要最小限で変わっていないように見えるというのは、変わっています。「一回限り」を削っていますので、変わっているのはすぐに分かりますし、そもそも変わっていないように見えるのがメリットだという発想も全く理解ができなくて、そういった正直お恥ずかしい内容というか、組織の見解とはかけ離れていて、それを法案の検討の段階、大詰めの時期に組織の見解とかけ離れたものが出るのは、誤解を招くのではないかという理由で不開示にしたものであります。

○記者 オープンにして説明しても同じではないですか。情報公開の考え方を根本的に間違えています。

○記者 一職員の立場で長官などの規制庁トップを含めた打合せで言うのは変ですし、今、仮にヨシノさんがおっしゃっていたように、それを見せた上で説明するのは納得感が我々にもあると思うのですが、今、言葉として黒川さんに御説明いただいたわけですが、言葉で説明することも、文字で出すことも一緒だと思いますので、そこは長官以下、規制庁のトップが関わるような打合せの資料をまさしく白だと認めてもらうための会議で示さないことは、理解に苦しみます。

- 司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。マサノさん、どうぞ。
- 記者 フリーランスのマサノです。
- あきれ過ぎて100個ぐらい質問があるのですけれども、今の続きで聞かせていただきます。今、重要なことをおっしゃったと思うのですが、大詰めの時期にそんなことを言っているとおっしゃいました。8ページです。作成日は何日でしたか。
- 黒川総務課長 8月23日です。
- 記者 8月23日に条文が大詰めとぼろっとおっしゃったことにショックを受けました。
- 黒川総務課長 その点での大詰めというのは、今、この瞬間の2月3日のことを指してまして、2月3日のこの時期に8月のものを今さら出して、これを規制庁の見解であるかのように見られることがまずいというか、誤解を招くと考えたということです。大詰めというのは、今、この瞬間のことを指しています。
- 記者 元々聞こうと思っていたことに戻りますが、8月23日に作成したものがもうちょっと考えてこいと指示したのは誰ですか。
- 黒川総務課長 それは長官です。
- 記者 誰に対してですか。
- 黒川総務課長 その場にいた原子力規制企画課、あと、法令審査室のメンバーに対して言いました。ただ、8月23日の場では、この紙でほとんどともに議論はしていなくて、議論できるような段階の紙ではなかったということだと思います。
- 記者 9ページ、10ページの作成者は誰で、何日ですか。
- 黒川総務課長 これは法令審査室と原子力規制企画課が作成してまして、作成日は9月13日です。
- 記者 そうすると、条文を出してきて、改正のイメージをエネ庁が8月22日に出して、その翌日に案の1、案の2、案の3を規制庁が作り、長官が駄目出しをして、法令審査室と原子力規制企画課が9ページ、10ページを出したのですか。
- 黒川総務課長 途中で挟んですみません。時系列がずれていまして、8月19日のものについては、8月22日、長官との説明の前に先ほどの指摘はしています。その部分はこちらで考えますから要りませんというのは、8月22日に言っています。
- 記者 その部分は要りませんというのは、改正のイメージ、条文ですか。
- 黒川総務課長 8月19日にもりました。
- 記者 つまりエネ庁が出してきた改正のイメージと言っている条文案の中には、炉規法の運転期間の条文が含まれていたということですね。
- 黒川総務課長 そうということです。
- 記者 山中委員長がエネ庁から話を聞きましょうと言う前に全て決まっていた、まさに大詰めが終わっていたとしか思えませんが、そういうことでよろしいですか。
- 黒川総務課長 それは全く話にならないぐらい違うと思います。

- 記者 どこがどう違いますか。条文をやり取りしていたのですね。
- 黒川総務課長 あくまで委員会での議論は10月5日に始まっていますし、そもそもエネ庁との議論では、8月19日にいろいろともらいましたけれども、8月22日に運転期間の延長を考えておられることは分かったので、安全規制の部分はこちらが考えますということをお願いして、そこから初めて検討が始まったということで、8月23日は検討を始めた最初、大詰めどころか、一番初手の生煮えのものを長官のところを持って行って、話にならないからもう一回持ってこいと追い返されたということです。
- 記者 全部決まっていたのだと思いますけれども、まだたくさん質問があるので、一旦終わります。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。エンドウさん、どうぞ。

○記者 共同のエンドウです。

まずなぜ今の説明が前回の資料のように文字化して出さないのでしょうか。その理由をお聞かせください。

○黒川総務課長 ここは我々もどういう形で出そうか、いろいろ考えましたけれども、結局、不開示情報を最も適切に判断できるのは誰かと考えまして、不開示情報とどこかというのは、作成主体が適正に判断できるということです。

一方で、我々は先ほども話がありましたけれども、エネ庁との関係について、不当な関係にはなっていないという身のあかしを立てるべき立場にありますので、それに必要なことを申し上げたということで、口で申し上げてしまいましたけれども、向こうの資料そのものを出すことは不開示情報として我々は判断を適切にできないのではないかなと思うので、出せませんけれども、今、申し上げたことは、紙にできないものではないので、言ったことを紙にすることは同じことだと思います。

○記者 ここはお願いで、今の御説明は結構早口になります。

○記者 あなたの説明は下手だから、ちゃんと整文して持ってきてください。

○記者 少なくとも文字化して、どうせ議事録にも残る話なので、少なくともそれはしっかり出していただきたいというのがこちらのお願いです。まず1点をお願いします。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。オノザワさん、どうぞ。

○記者 東京新聞のオノザワです。

黒塗りのところでお伺いしたいのですが、最初のもは生煮えで、組織としてとてもではないけれどもとおっしゃっていましたが、Cの9ページ、10ページについては、作成日は9月13日とおっしゃっていましたが、生煮えであるわけではないわけで、なぜこの考え方、論点が全部黒塗りなのですか。

○黒川総務課長 これも同じで、私も読ませていただきましたけれども、そういう論点でそれを決めたのかというと、組織の見解としてはそうは思えないですし、長官のところ

での幹部の反応もそのようなものであったということでもありますので、現時点において出すべきではないと我々は判断したということです。

- 記者 よく分からないのだけれども、担当部署が書いてきたものが組織としての見解と全く違うというのは、規制庁は一体どういう組織なのですか。
- 黒川総務課長 ここはいろいろな意思決定プロセス上のあれこれの問題なのかもしれないのですけれども、通常の委員会にかけるような段階のものであれば、もちろんある程度きっちり詰めた上で持ってくるのですが、この時点ではどのようにしようか、担当者たちも迷っていて、迷ってどうしようということで、担当者らしい紙というか、このほうが楽ですみたいなことを書いたものをいろいろ書いていて、それをどうしましようということで長官のところまで持っていきました。難しい案件なので、そういう紙を長官に持っていくことが起こっていて、そういう紙が残っているということです。
- 記者 仮にそうだとすると、それが明らかになることで、どうして国民に混乱を招くかが分からないです。別に組織内での検討が不十分だということは世間に伝わるかもしれないけれども、それによって原子力規制が危うくなるなどは誰も思わないわけで、どうしてそれが黒塗りの理由になるのか全く分からないのですけれども、そこはなぜなのですか。
- 黒川総務課長 そこは時期の問題だと思います。今、法案の検討の大詰めを2月を迎えています。要はそれぞれがどういう見解でまとめたかということが大事な時期になりますので、初期のもので、しかも、組織としての見解とかけ離れたものがここで出ることによって、どういうプロセスで検討していたのかということが誤解を受ける可能性があると思います。
今回、この場で説明する機会を設けさせていただいていますけれども、基本的に我々は開示請求を受けていますので、開示請求の場合、説明なしでの生で出ます。そういうことも前提にして、その形で何まで出すべきなのかということを考えてことになります。
- 記者 全く理解できないです。ポイントのところを残したらいいのではないですか。
- 黒川総務課長 改正の中身というか、例えば9ページでいうと「最小限の改正：『その満了に際し』と『一回に限り』だけを削る」という説明の部分ですが、改正の中身の説明として必要な部分だけ残しています。
一方で、その下の部分の考え方とか、対外説明というのは、本当にこれは規制庁としてそう考えるとは思えないと思われるような中身も書いてありましたので、削ったということです。
- 記者 でも、どうしてこのポイントになったのかという根拠がこの部分です。だから、変なことになっていたら、ポイントも変になっているわけで、説明が頭に入ってこないのですけれども、なぜなのですか。
- 黒川総務課長 ポイントは案の1の中身の説明でありまして、その理由を書いた人には書いた人なりの理由はあったのでしょうけれども、それが組織としての見解とは程遠いも

のでした。もちろん担当者なので、いろいろなことを考えます。作業が面倒なので、楽なほうがいいですみたいなことは当然考えますので、そういったことも含めて、あれこれ書いてありましたので、これはどうなのかということで開示しないという決定をしました。

○記者 担当課長から説明してください。

○金城原子力規制企画課長 企画課長の金城です。

今、黒川から説明したとおりだと思います。

○記者 担当課が作った文書で、組織の考えと合わないようなものが出てくるのでしょうか。

○金城原子力規制企画課長 2つの資料の指摘があると思いますが、8ページ目の3案と9ページ目です。そういった意味では、8ページ目は私の課が中心で書いたのですが、1つあったのは、3案が並んでいますけれども、私が作ったときには、3案は既に規制庁内のいろいろなところで議論があったと認識して、私は書いたものなのです。実際にありますように、令和2年のときに運転期間に関しては意見を述べないという委員会決定まで出されていたので、その頃から何らかのタイミングで法改正はあることは、少なくとも私は認識していたし、複数の職員は認識していました。

そういうときにどういう改正になるのだろうと出てくるのが3案でして、ですから、ある意味私からすると、やるのだったら3つのどれかであろう。これをやるのだったら、いろいろなところに波及があることを取りあえず紙にしてみようという、議論のたたき台、出発点として作ったということでもあります。

新しいものを作ったイメージはなくて、今のこの時点で考えると、特に国会に法律を出すとなると結構大変ですから、私としては、内容もそうですけれども、我々の課員の負担なども考えながら、この紙を作ったということでもあります。一緒に法令室が走っていましたので、法令室も一緒になって考えると、9ページ目の資料になったということで、資料の作り方を見ても分かるように、8ページ目と9ページ目の違いとか、9ページ目と13ページ目の違いなどを見れば、どこが中心になったのかということはお分かりになるのではないかと思います。

○司会 御質問はいかがでしょうか。ササキさん、どうぞ。

○記者 朝日新聞のササキと申します。

金城さんにお伺いしたいのですが、そうすると、8ページ目の先ほど黒川課長が説明をした組織の見解とはおおよそかけ離れたもので、理解に苦しむような文字面上は必要最低限で変わっていないように見えることがメリットという表現は、金城さんが確認をされて、その上で長官に出しているということによろしいのですか。

○金城原子力規制企画課長 ですから、先ほど申したように、法律を改正するに当たっては、内容もそうですけれども、文字面は結構大切に、どれぐらい大きな改正になるかと

いったものをある意味示すものでありますので、はしたない言葉遣いかもしれませんけれども、そういうワーニングを発するようなことを含めて、ここには書いていたつもりです。

○記者 文字面上変わっていないように見えるというのが、まさに国民に対して大きな変更ではないことにごまかせるような意味にも聞こえてしまうのですけれども、そうではないのですか。金城さんにお伺いします。

○金城原子力規制企画課長 ですから、そういった意味では、法律改正の影響とか、そういったところまで議論が深くされていなかったということで、長官からもお叱りを受けて、作り直せということだったかと思います。このときは8月という時期と次の通常国会に頭が行っていた記憶はあります。

○記者 分かりました。

あと、前回の会見でも出たことなのですけれども、これだけ法律や条文案のやり取りまでしていたのに、委員長に報告しなかった理由なのですが、これも金城さんにお伺いしたいのですけれども、今の時点でエネ庁から委員に報告するなという話はあったのですか。

○金城原子力規制企画課長 それは何を言っているのかというと、エネ庁からもらった法案のことですか。

○記者 それを含めて面談をしているという事実も含めてです。

○金城原子力規制企画課長 そういった意味では、今、申し上げたように、8ページのような3案は、何年前か分かりませんが、少なくとも1年以上前からこういう改正があるのだろうみたいな認識はしっかりとありました。もし何かが起こればということです。

一方で、エネ庁から持ってきた案は、これとは全く違うものだったので、これは案にならないと思って、報告するまでもないと思っていました。

○記者 エネ庁が持ってきた案というのは、今日の御説明の中にありましたか。

○金城原子力規制企画課長 金城です。

先ほど黒川さんが説明した内容とかぶると思いますので、黒川さんの説明で十分だと思います。

○記者 私の理解不足かもしれないのですが、どこを指していらっしゃるのですか。

○黒川総務課長 今日の資料にはなくて、要は条文案をもらいました。我々が開示しようとも、エネ庁が開示しようとも不開示になる部分だと思いますので、その質問はどのようにも答えようがないのですので、資料なしで口だけにはなってしまいますけれども、その改正の中身は、我々の今の改正の中身とは全く違うものになっていまして、我々は高経年化技術評価を法律にするという案になっていっていますが、そういうものが全く念頭に置かれていなくて、要は単純に40年はエネ庁で書いて、こちらは安全側を見ますというアイデアだけが書いてあるので、そういうふうに分けるのですかというのはありましたけれども、条文の中身自体は、その後の検討には全く影響を与えていないものと考えて

おります。資料がないので、それ以上の説明は難しいですけれども、そういうものだったということです。

○記者 分かりました。

私から最後に、これも金城さんにお伺いしたいのですけれども、こういった納得できないような説明になっているというのは、結局、面談のやり取りの面談録を作っていないかったということかと思ひまして、黒川総務課長もそれは定例会合の中で当然作っておくべきものだったとおっしゃっていましたが、金城さんは、今を振り返って、その対応が適切だったかどうか、考えていらっしゃいますか。

○金城原子力規制企画課長 金城です。

結果論からすれば、そういう丁寧な対応はあったと思いますけれども、当然我々もいろいろ仕事がありますし、そういった中で、今、反省して、そう思いますけれども、このときにそこまでは判断できなかったのは仕方がないと思っています。

あと、我々としては、ここで重大な意思決定を行っているわけではないので、情報提供を受けているという認識でしたから、面談録を作って公表するという事態は、はっきりいって予測はしていませんでした。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問はいかがでしょうか。ヨシダさん、どうぞ。

○記者 細かいところを確認したいのですけれども、先ほどもちょっと出てきたのですが、8ページの作成主体はどこなのか。先ほどと説明が違ったような気がしたのですけれども、8ページの作成主体はどこですか。

○黒川総務課長 これは原子力規制企画課です。

○記者 8ページは企画課で、作成日時はいつですか。

○黒川総務課長 長官のところでは使われたのは8月23日です。

○記者 ここで案1、案2、案3というのは、内容は違うのですけれども、エネ庁が小委員会で出してきた案1、案2、案3とは全く対応していないのですが、これはどういった位置関係になるのか、その辺のことをお願いできますか。

○黒川総務課長 エネ庁は何か出したのですか。

○記者 エネ庁が小委員会で案1は変更なしということで、それとの対応はしていないような気がしています。

○黒川総務課長 全くリンクしていません。

○記者 そのときに出された案というのはどういった案だったのか。それとこれの検討の案1、案2、案3との対応関係を説明していただけますか。

○黒川総務課長 エネ庁のものは存じ上げないというか、関係ないので、それと全くリンクしていないのですけれども、これ自体はそのときに我々が考えた3つの案で、恐らくこの案を見る限りは、3がいいと思って作ったのは明らかですけれども、規制企画課で

は案の1みみたいな小さい改正にする案と、しっかり高経年化技術評価を法律にする案を書いて持っていったということなのだと思います。

○記者 最終的にエネ庁の案の中では、上限を残したまま、今、検討されているのは、長期間の停止を延ばすという案だったのですけれども、基本的に全部の上限撤廃をベースにしている案だとは思いますが、その辺でいわゆる最初からエネ庁から提案されて、ここは開示されていないから分からないのですけれども、要するに全廃が前提だったのですか。

○黒川総務課長 そこは全く関係なくて、我々からすると、エネ庁の案次第で我々のほうが揺れ動くことは変な話なので、我々がカレンダーイヤーでやる以上は全く関係ありません。エネ庁がどうなっても大丈夫のように書く、自動的に期間撤廃を前提にして書かないと、撤廃で大丈夫な案であれば、途中で区切られても大丈夫なので、逆に区切られた場合にだけセーフなものを作ってしまうと、撤廃でいつまでもとなった瞬間に困ってしまうので、そういうことで全く制限がない運転期間になっても対応できる案も我々は常に考えていたということです。

○記者 基本的には利用政策があって、その利用政策の中で安全な規制ができることが前提だと思うのですけれども、そうすると、逆に規制が先走るといえるのか、運転延長を利用側がそこまで求めていなくても、永遠に運転できるようなことを前提にした検討をその段階でやっていたことにはならないですか。

○黒川総務課長 逆というか、我々からすると、彼らがどういう改正をするか分からないので、たとえ最大限に運転をできるような改正をされたとしても、大丈夫なものを考えなければ、短いほうが我々としては判断が楽なので、長くても大丈夫な案にしておかないと、短い前提で考えていて、後で向こうが何もなければ困ってしまいますので、そういう前提で常に考えるというリスク管理ではないのですけれども、一番まずい案でも対応できるのはどういう案かというのは、常に考えていたということです。

○記者 9ページと10ページの作成はどこになるのですか。

○黒川総務課長 これは実際にいろいろな人が関わっていますけれども、基本的には法令審査室だと思っていただいたほうがいいです。つまりは例の環境省に出した人というか、そこと同じところが作っています。

○記者 企画課は関わっていないということですか。

○金城原子力規制企画課長 補足しますと、一緒に見ながらやっているのですが、うちの紙も法令室が見ていますし、この紙もうちは見えていますので、確認はしています。ですから、無関係というつもりはないです。

○記者 ここでも黒塗りがあって、誤解を招くということなのですから、先ほど8ページでは例を出していただいたのですが、Cの9ページ、10ページでもどういった文言であったのか、その辺のところをお願いします。

○黒川総務課長 準備をしていなかったのですが、そういう例ということで幾つか挙げれ

ば、案の1の考え方、論点みたいなところで、要は規制委員会の令和2年ペーパーがあるわけですけれども、それと齟齬がなく説明するのが難しいと書いていまして、確かに案の1の形は難しいのです。

○記者 もう一回言ってください。

○黒川総務課長 規制委の令和2年7月の見解ペーパーと齟齬なく、案の形を説明することが難しいということです。

○記者 それは9ページですか。

○黒川総務課長 9ページに書いてある中身です。

○記者 論点ですか、説明ぶりですか。

○黒川総務課長 論点のところにもそのように書いています。

○記者 これは何がまずいのですか。

○黒川総務課長 令和2年見解はいろいろなことが書いてありますけれども、そこと齟齬が生じやすい。40年は一定の根拠のある期間ではあるのですが、タイミングにすぎないという話を書いていることと、「一回に限る」を削るときになぜ削るのですかという理由の説明が必要になるわけで、そのときにその説明とは違う説明をしないといけなくなるだろうという予測が書いてあるということです。

これが本当にそうなのかは、今、読んで、まさにおっしゃるとおり、本当にそうなのかという気はしまして、そういうことを本当に考えて、この案を取らなかったのだからかというのは非常に疑問です。結果的に案の1の「一回に限り」だけを削る案を取らなかったのですけれども、取らなかった理由がそれなのかと言われると、何となく違うような気もするということです。

○記者 案2についても、1つ挙げていただけますか。

○黒川総務課長 例えば案2の論点みたいなところで、高経年化技術評価を法定化することが書いてありましたけれども、その後、これまでよりも高経年化技術評価をしっかりやらなければいけない。要するに基準を決めて、基準を満たしていなければ、運転延長できない形で規定を整備しなければいけなくなりますので、そういう規定の整備が要るようになりますとか、10年に1回になると、今、何十年みたいな人が軒並み経過措置期間をどのタイミングで迎えるのかみたいなことがありますので、それを検討する必要があるといったことが書いてあります。

○記者 それはなぜオープンにしてはいけないのですか。

○黒川総務課長 結果的に案2は今の案と近いので、今、言った部分はやろうとしている業なので、そういう業とそうではない業があって、特定の業だけ出していくことではなくて、全体として熟度が低いもので、全体として誤解を招くものなので、全体を黒く塗りました。部分的に見れば、今、当たっている部分を申し上げたのですけれども、そういう部分は分割していけば出せる部分ではあります。

○記者 情報公開請求なら、できる限り情報公開をするのが筋なのではないのですか。

○黒川総務課長 もちろんそうです。ただ、あくまで情報公開法にも書いてありますけれども、不開示情報の規定はありますし、その中で先ほど申し上げましたとおり、公にすることで不当に誤解を与えるような可能性があるものは不開示にできる規定がありますので、細かく分割するか、どこまで分割するかという議論はいろいろとあろうかと思えますけれども、ここは全体としてそのようにすべきだという判断をしたことです。

○司会 御質問はいかがでしょうか。マエムラさん、どうぞ。

○記者 読売新聞のマエムラといいます。

何点か教えていただきたいのですが、運転期間延長について考えると、炉規法とエネ庁所管の法律に分けて考えるというイメージがエネ庁から最初に伝えられたのは8月19日でいいのですか。

○黒川総務課長 8月19日ではなくて、7月28日です。ただ、先ほど金城も申し上げましたけれども、我々の中では前々からあり得ると思っていましたもので、この日に初めて知ったというよりは、改めて聞かされたほうが実態としては近かろうと思います。

○記者 前々からあると思っていたのはなぜですか。

○黒川総務課長 結局、令和2年見解まで遡りますけれども、我々エネ庁がそういう改正を考える可能性があることは常に考えていて、令和2年見解を作り、やるとすればどうやるだろうかということを常に考えていて、あり得そうな案とは当時から思っていたということです。担当としては思っていたということです。

○記者 分かりました。

あと、資料の8ページ、9ページ、10ページの辺りで先ほどから質問があると思うのですが、書面を作成するのは規制庁さんなので、御自由にと感じるのですが、書面を作成するのに当たって、例えばエネ庁との間で電話でのやり取りはしていたわけですから、その辺りのエネ庁側に意を酌んで何を書いたとか、そういうことはないと言言できるのですか。

○黒川総務課長 それは明言できます。口でしかないのですが、証拠はと言われるとないですが、この紙を作るに当たってエネ庁側に情報を出すとか、エネ庁側から何かをもらって書くとか、そういうことは一切していないと断言できます。

○記者 分かりました。

あと、細かいことで、9ページの案の1のところ①と②の2つがありますけれども、一応黒塗りになっているので、お話ができるかどうかは分からないのですが、①と②をかいっつまんで言うと、どういう違いがあるような話なのですか。

○黒川総務課長 実は私も分かりません。中を読んでも意図が分かりかねるのですが、金城さんは分かりませんか。

私も分からないのです。書いた人の試みも分からなくて、乱暴な文字だけ書いてあるというようなところもありまして、私も説明しかねるところがあります。

○記者 ①と②を集約すると、一番上に書いてある案1のポイントに行き着くということではないのですか。

○黒川総務課長 改正の中身はこれで、それをまさに考え方、対外説明ぶりと書いてあるように、こういう考え方に立てば、この案になって、こういう説明を対外的にするのでしょうかということが下に書いてあるということです。

○記者 分かりました。

情報公開の手续とか、黒塗りの判断というところで、会見が始まって1時間ぐらいたって、疑問を呈する声がこれだけ続いていることを考えると、やり方についての問題はないという認識で変わりはないですか。

○黒川総務課長 そこは変わりありません。ただ、皆さんの御意見を聞きましたので、中でも報告しようとは思いますが、我々はそのように、今、この瞬間は意思決定をしています。中に報告しますが、変わるとは思っていないが、一応皆さんの厳しいお声があったというのは、きちんと伝えようと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ヤマノさん、どうぞ。

○記者 朝日新聞のヤマノと申します。

最初の御説明のときにエネ庁からの影響を受けたことが見てとれるみたいな御説明があったと思うのですが、結局、あれほどの資料について影響が見てとれるのでしょうか。

○黒川総務課長 8ページの資料ですけれども、3つの案が書いてあるのですが、それぞればらばらなのですけれども、1点だけ共通性があって、経産省所管法と炉規制法の両方を改正するという事です。ダブルでやりますというのは共通してしまして、もちろん論理的には炉規制法だけでやるとか、いろいろなやり方があったと思うのですが、要は元々の運転期間の規定はエネルギー政策だし、高経年化の規定は安全規制なので、今、炉規制法で一体になっていますけれども、それを分離するというアイデアは、経産省から7月、8月にも聞いていたアイデアで、それも受けて、その形で全部並べてあるということです。

○記者 そういうことは、先ほど金城さんのお話の中で、案の3つは令和2年からずっと考えていた腹案であって、新しいものではないみたいなお話というのは、エネ庁さんからの意見を受けて整理したら、形が変わったみたいなことなのですか。

○黒川総務課長 こちら側もエネ庁側も、令和2年見解を出したところで運転期間と安全規制の2つの目的が1つの法律に混在していることを書いたので、分離したらというのは、誰しもが思いつく話で、向こうもそのように考え、こちらもそういうことを考えていて、向こうから改めて聞かされて、その形ということになったのであろうと想像いたします。

○記者 分けて考えるイメージ自体は、昔からエネ庁さんと規制庁さんでは話し合ってい

なかったけれども、結果的にそういう同じイメージを持っていたということですか。

○黒川総務課長 令和2年見解がそういう分離というか、違うものが混在していますということをはっきり打ち出していますので、そうすると、法律としてはなぜ1つの法律に書いたのですかとなって、誰しもが疑問と思うわけで、そうだったら、改正するのなら分離なのかというのは、誰もが想像しやすいものではあったのだらうと思います。

○金城原子力規制企画課長 金城から補足します。

運転期間の件については、皆さんが御承知のとおり、国会でずっと審議というか、質問を受けて答えてきたのですけれども、1つ重要なメッセージとして我々が出していたのは、いろいろと要望がありますが、我々から自主的に変えるつもりはないことはずっと言ってきたと思います。そういった中で、令和2年のペーパーが出て、政策的に考えることです。政策的に考えられるのであれば、ある意味改正はあり得るとというのが令和2年のペーパーだと思っています。

具体的な政策側の働きかけがいよいよ起こり得るのではないかとといった意味で、ここにあるところのものは、改正に入るトリガーみたいなものとしての位置づけとして見ていたものです。ですから、委員会の中でもしっかりと議論をいただいたかと思いたすけれども、例えばエネ庁側、政策側の法改正がないのであれば、我々は法改正をする理由はないので、しませんといったところも委員会の中の議論にもちゃんとつながっていると思います。

○記者 分かりました。

あと一つ、お伺いしたかったことは、最初に3案だったものが2案に絞られていると思うのですが、委員長に報告した段階では、2案が報告されているのですか。

○黒川総務課長 委員長にこの案は全く報告していません。

○記者 委員長に報告した案はありますか。

○黒川総務課長 委員長に案は報告していません。

○記者 そうなのですか。指示があってからということでしょうか。

○黒川総務課長 委員長との関係でいいますと、あくまで我々の中で、いろいろな先々の改正もしなければいけないので、先に回って準備をしていたということにして、委員長との関係で言えば、全部委員会で議論したもので何もできません、進みませんということです。決定物は全部委員会でやることなのということなので、事務方としていろいろな案を考えますけれども、それをいちいち上げて、あらかじめ委員長にこれでしょうかということをするのは、そういう関係ではないということです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。ヨシノさん、どうぞ。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。

黒川さんと金城さんの御説明を私なりに斟酌すると、改正案についても含めて、エネ

庁からどういう提案があったか、どういう資料が出されたかについては、この会見の直近になって不開示として、移管することに決定しました。私はそのようにイメージしているのですけれども、そういう改正案を受けて、それに対して内部でどのように検討したかについても、大部分は黒塗りであります。実際に証拠は示せないけれども、エネ庁に指示されて、何かを作ったことはないというように主張なさっているということでもよろしいですか。

○黒川総務課長 最初の開示に当たる手順はそういうことではないと思っていまして、元々エネ庁からもらった法律とか、いろいろなものの最初の案は、どのみち我々が出そうが、エネ庁が出そうが、不開示だろうということは当初から思っていました。それをどちらがやるのかというのは、いろいろな考え方がありましたけれども、そこはいろいろな業務がありましたので、いろいろな種類のものをもっていましたので、まとめて作成者が判断するほうがよりよく判断できるだろうと思います。

ただ、御理解いただけないと思いつつ、繰り返して我々の主張だけ申し上げさせていただくと、我々がやるべきはエネ庁とのやり取りを明らかにすることは我々の責務だと思っていまして、そこは我々でやります。エネ庁の資料全体をこちらが開示することは違います。それをしなくてもできるだろうと考えました。できていないではないかという御主張は分かりつつ、我々としてはそのように考えたということです。

○記者 一連のお二方の御説明をしてくるということは、委員長も知っているし、長官も知っているし、しっかりと決裁を取っているということですか

○黒川総務課長 そうということです。

○記者 あとは、中身のない会見は委員会、それから、規制庁のトップ、マネジメントにも関わるということでもよろしいですね。

○黒川総務課長 委員長、長官の了承を得ております。

ただ、繰り返しになりますけれども、エネ庁とのやり取りは全てつまびらかにし、我々が作った資料も明らかにするという方針でおります。いろいろと御意見があるのは分かりますけれども、我々はそのような方針で臨み、その点について長官と委員長の了承を取ったということです。

○司会 サクライさん、どうぞ。

○記者 事実関係の確認だけ教えてください。8ページです。案の1、案の2、案の3の関係ですけれども、先ほどの説明ですと、基本的に案の1については「一回に限り」を削ります。削った上で経産省側に移す案という理解でよろしいですか。

○黒川総務課長 もう一度、お願いします。

○記者 案の1の案の概要があります。「一回に限り」の部分の改正にとどめ、経産省所管に移管すると書いているということは、「一回に限り」を削ったような内容のものを経産省側に移すという理解でよろしいのですか。

○黒川総務課長 これはそういうことなのですか。

○金城原子力規制企画課長 企画課の金城から申し上げます。

当時はどこまで深く議論したかということはありませんけれども、これは炉規法側にも規定は残しつつ、電事法か、もしくは新法なのかは分かりませんが、そちら側にも規定するような、要は両方に規定をするようなことは念頭にあったと思います。

○記者 炉規法の中で「一回に限り」を削った上で、運転期間を経産省側の所管にも位置づけるという意味ですか、

○金城原子力規制企画課長 そういうことは念頭にありました。難しいと思います。

○記者 2つ目は、完全に削除して移す。今回のものはあれですけれども、削除して、経産省側に移すということですね。

○黒川総務課長 そういうことです。

○記者 3つ目のものは、削除して、移管して、さらに高経年化技術評価のところは、炉規法で格上げするという意味ですか。

○黒川総務課長 そういうことです。

○記者 9ページと10ページの件ですけれども、9ページの「一回に限り」だけを削ると書いている案は、ポイントを読むと、要するに炉規法の改正だけですか。

○黒川総務課長 これはそもそも炉規法のことしか考えていないので、炉規法の案だけです。ただ、それで別途エネルギー政策のように何かの法改正をするかというのは、どちらでも大丈夫です。

○記者 要するに炉規法の改正のことだけを考えているもので、あちらがどうなっているかは知らないけれども、少なくとも炉規法の中では「一回に限り」を削るだけの法改正をするという意味でいいですか。

○黒川総務課長 そういうことです。

○記者 案2も同じように経産省側はどうか知りませんが、全廃して、PLMを法定化するという意味ですか。

○黒川総務課長 そういう意味です。

○記者 分かりました。

要するに「一回に限り」を削るというのはどういうことですか。案の1の両方ともそうです。

○黒川総務課長 これは共通してそうですけれども、「一回に限り」延長できるで、それが20年と書いていますので、「一回に限り」が取れると、40、60が40、60、80、100と20年ずつ何度でも延長できる規定になるということです。

○記者 そういう意味ですね。要するに「一回に限り」を削ると、20年ごとに40、60、80、100にできます。それは9ページの案1もそうですし、8ページの案1もそういう理解でよろしいですか。

○黒川総務課長 はい。

○記者 ありがとうございます。

いろいろな案を検討されているのに、委員長や委員に全く説明していないことのほうがむしろある意味事務局側の暴走というか、説明していないことが非常に不健全なように感じるのですけれども、それに対する御回答はいかがですか。

○黒川総務課長 8ページ、9ページ、10ページの全部を見てもそう思いますけれども、明かに本命の案の3のPLMの法定化の案を考えて、案1、案2みたいな駄目な案になってしまうから、きっちりPLMを法定化させないと、まともな法改正にならないと言いたい紙で、そういうようなことの中での頭の体操をしていて、恐らく委員長には3のPLMの法定化が一番いいですということ十分というか、それまでに元から捨てるつもりでの対照用だけの案を持っていく必要は全く感じていなかったらと思うます。

○記者 PLMを法定化して強化するという意味では、そのような御意見は分かるのですけれども、いろいろな選択肢があることを示しておかないで、自分たちの持っていきたい方向に誘導することも可能なようにも思えて、それはまさしく事務局と委員会の関係ですけれども、独立を維持できているのか、担保できているのかというと、逆に私は大丈夫なのかと疑問視します。

以上です。

○司会 ツチャさん、どうぞ。

○記者 一応確認なのですけれども、今回、規制庁内で出たペーパーとしては3枚が新しく出たと思うのですが、規制企画課として作ったものは、8ページのみということなのですか。

○黒川総務課長 これらの資料に関しては、そういうことになります。

○記者 割と早い段階に経産省側から案が来て、内部で検討されていたと思うのですけれども、こんなに少ないものなのかということを知ればと思ったのですが、どうなのでしょう。

○黒川総務課長 金城さん、お願いします。

○金城原子力規制企画課長 金城です。

少ないというか、我々として作業を本当にするのかという状況が私の当時の認識です。エネ庁から情報提供はありますけれども、具体的に何をやるというのは、ある意味全くなかったというか、7月のGX（グリーントランスフォーメーション）でも明確に運転期間について出たわけでもないし、そう言った意味では、半信半疑の部分があって、何かあったときにはどうしようという頭の体操をしていたことはそういうことです。

○黒川総務課長 委員会の議を経ないでやれることにはすごく限りがあって、どのみち委員会でキックオフしないと何もできないとっていて、そういう中で準備できる部分はしておこうということだと、紙を生産してもしようがなかったということだったと思います。

- 記者 ただ、今回、問題となっていることは、いわゆる2~3ヶ月の間での委員長に報告していない間でどういうやり取りをしていたのかというのが問題だと思うのですけれども、非常に少ない紙しか出ていないのに、ほぼ黒塗りということで、実際の内部の検討状況が全く分からないのですが、黒川さんがおっしゃっているように、全て御説明できたとお思いでしょうか。
- 黒川総務課長 見立ては甘かったかもしれませんが、私はそのように思っています。実際に生産された紙はこの3枚だけですし、それについて主要な部分は出したと考えていますし、黒く塗る部分もありましたけれども、そう思っています。
- あと、エネ庁との面談についても、みんなで何が行われたのかというのは、一応全て説明したと考えています。
- 記者 これも先ほどあった質問ではあるのですけれども、8ページの案の1-1、案の1-2がどう違うのかというのはどうですか。
- 黒川総務課長 これは難解で分からないのです。今、この瞬間で変に考えてしまって、分からないと言ったほうがいいです。
- 記者 ありがとうございます。
- 司会 ほかにいかがでしょうか。マサノさん、どうぞ。
- 記者 フリーランスのマサノです。
- 先ほどのエネ庁に移管した話についてなのですが、決裁の再考は長官、委員長の両方ともということだったと思うのですが、決裁したのはいつですか。
- 黒川総務課長 正確に申し上げますと、移送の判こをするという意味での決裁権者は課長です。原子力規制企画課の金城課長になります。ただし、非常に重要な案件でありますので、判こを押すという意味での決裁とは別に、それらの方針でいきますというのは、長官にも、委員長にも説明をして、了承を得ています。
- 記者 いつですか。
- 黒川総務課長 今日は金曜ですね。今週のどこかです。今、正確に何日とは申し上げられません。
- 記者 金城課長が決裁判を押したのはいつですか。
- 黒川総務課長 決裁はまだですね。
- 金城原子力規制企画課長 先ほどから言っているように、これからです。
- 記者 これからですか。
- 黒川総務課長 まだ決裁はしていません。
- 記者 まだ決裁はしていないのですね。
- 黒川総務課長 決裁をするという意味決定は中でなされていますけれども、判こを押すという意味ではまだなされていません。
- 記者 していないのですね。それでは、やめてください。

これは質問ですが、情報公開法に基づくと、作成、取得、保有しているものの判断の権限は、現在、規制庁にあるはずなのです。取得したものに関しては、通常やっているのは、開示請求しましたけれども、公開していいですかと聞くと聞きます。エネ庁に聞きましたか。

○黒川総務課長 エネ庁と公開についての話はしています。

○記者 いつですか。

○黒川総務課長 面談についてホームページに載せていますね。

○金城原子力規制企画課長 企画課の金城です。

うちが持っている文書といったもので向こうに示した面談は1月16日です。面談録は載っています。

○記者 1月16日に開示請求が来ましたが、開示していいですかという面談をしたわけですか。

○金城原子力規制企画課長 1月16日には、移送とか、そういうことは組織の中で議論がされている最中でしたので、我々からそういうことを言ったことはありません。

○記者 先ほどから聞いているのは、エネ庁に対して開示請求が来ましたが、これを規制庁として公開していいですかという聞き方はしましたか。それが普通なのです。

○金城原子力規制企画課長 そういった意味では、我々としてどうするか、まだ決まっていなかったもので、明示的にそういうことは言っていないですが、一方で、エネ庁に示したところ、行政情報の公開法に基づくと、一般的な方法としてはちゃんと移送してもらって、説明責任を持った者がちゃんと開示する情報はどこなのかということ判断した上で、国民に対して説明するのが説明責任の果たし方だというエネ庁さんからの発言がありました。

○記者 つまり開示しないでくれとはっきり言われたのか、どうなのですか。

○金城原子力規制企画課長 そういった意味では、我々として移送も含めて情報開示請求についてどうやって対応していこうかというのは、組織的にもまだ議論している最中でしたので、そういったことは明示的に言っていない。

○記者 それに関してもう一つ質問ですが、私自身も開示請求したことは12月21日付なのですけれども、先日、延長させてくださいという決定が出まして、60日延長して、3月31日に開示決定しますという御連絡をいただきました。3月31日は、移管した場合にエネ庁は守ってくれるのでしょうか。

○黒川総務課長 法律上、3月31日という期限は、移管先にも適用されます。

○記者 これはリクエストします。まだ判こをついていないのであれば、改めて責任を持って規制庁として開示するべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○黒川総務課長 御意見として承りますけれども、判断は変わらないと思います。

○記者 次の質問をします。先ほど面談録を取っておかないといけないのではないですかという質問が出まして、そのときはそういう判断ができなかったと金城課長がおっしゃ

いました。公文書管理法第4条では、行政機関は法令の制定に関して、経緯も含めた意思決定に係る過程並びに行政機関の事務及び事業の実績を合理的に後づけるように文書を作成しなければならないとなっていますが、金城課長は公文書管理法第4条を分かっていますか。

○金城原子力規制企画課長 その件については、うちの中でも通知みたいなものがありましたので、その存在は分かっていますが、そちらにもありますように、重要な意思決定ということは、この面談ではなくて、いろいろな情報がある中で、その一つとして情報提供があったと認識していましたので、記録を作るまでのことは必要ないと私は判断していました。

○記者 電気事業法に運転期間という制限を移管する相談は重要ではないですか。

○金城原子力規制企画課長 金城から答えさせていただきます。

見ている案からすると、先ほど申したように、我々があり得るのだったらこういう案だといったものは、かなりかけ離れたものだったので、少なくともその当時は半信半疑でした。

○記者 次の質問にします。関連はしますけれども、先ほどの8ページの案1、案2、案3のうち案1は「一回に限り」を削除することによって、上限撤廃案になるのです。上限撤廃案である9ページの案1は、最小限の改正となっていますが、上限を撤廃する改正案が最小限の改正なのですか。

○黒川総務課長 そこは疑問だと思えますけれども、担当者の考えでは、要は5文字削るだけなので、5文字削る量が少ないですということを書いておられます。

○記者 要するに小改正に見せようとしたということですね。

○金城原子力規制企画課長 企画課の金城から補足します。

案1を見ても分かりますように、電事法で何らかの措置がされて、それに対する対応としてということなので、先ほど電事法とか、新法などで何かをやる場合には、ここでは繰り返すと20年になるけれども、エネ庁側で40年プラス20年プラスアルファとか、そういう規定があったものへの対応として、こういうものだと考えていました。電事法の措置みたいなものがあるのではないかみたいなことは、当時も考えていました。

○記者 今回の電気事業法では、GXの要件をつけるようなことになっていると思うのですが、けれども、ここに「新法？電事法？」と案1にも、案2にも、案3にもありますが、要するに経産省から最初の7月のいつでしたか。

○黒川総務課長 7月29日ですか。

○記者 そうではなくて、7月28日にあった経産省として原子炉等規制法を含む束ね法案の検討を開始した旨のときの案というのは、まさに新法になるか、電事法になるかという案がこのときに示されていたのですか。

○黒川総務課長 そこはそういうことではなくて、単純に経産省の所管法は私たちは知らないで「？」と書いたというだけで、7月28日とリンクしているわけではありません。

○記者 なるほど。

結局、今回はGX東ね法案で、1つはGXの法案で、もう一個は電事法と炉規法をくっつけたというか、原子力基本法をつけたものと2本になっています。

次の質問なのですが、ちょっと外れた質問になりますが、今回のことに起因して、面談の開示ルールということで決めましたね。これはZoomとか、Teamsとか、オンラインの会議も面談ということですか。

○黒川総務課長 含みます。

○記者 その面談で、例えば通信が悪かったりして、画面を消して音声のみとか、それも含みますね。

○黒川総務課長 それも含みます。そういうものも含みますというのは、ちゃんと中にお知らせしていますので、ウェブ会議も含む、カメラオフでもウェブ会議というのは明確にしてあります。

○記者 そうすると、画面が消えている通信、音声だけということであれば、電話も入りますね。

○黒川総務課長 電話は入りません。

○記者 どうしてですか。

○黒川総務課長 それは面談ではないからということで、1つ機能の違いを言えば、ウェブ会議は資料を共有して見られますけれども、電話だと音声だけなのです。

○記者 電話でもメールで送って、見ながらやりますね。

○黒川総務課長 そこはそういうことをするなということに尽きます。

○記者 もう一つ、面談録の開示ということを委員長が指示して以来、駅のホームとか、会議室以外の打合せとか、資料のやり取りがされているという告発があったのですが、事実でしょうか。

○黒川総務課長 それは知りません。

○記者 確認していただけますか。

○黒川総務課長 もう一度、言っていただけますか。

○記者 会議室ではなく、記録が残らないように、開示をしなくても、面談録ということにしなくていいように、駅のホームなどで打合せとか、資料のやり取りが行われているという情報が入りました。

○黒川総務課長 およそそんなことをしているとは思いません。

○記者 庁内を確認していただけますか。

○黒川総務課長 およそそんなことは行っているとは思いません。

○記者 一応確認していただけますか。

○黒川総務課長 あるというなら、確認はします。

○記者 次の質問をさせていただきます。そもそも今回の経緯がいろいろ明らかになった発端は、NPO法人原子力資料情報室が開示請求をしたけれども、存在しないと言われた。

でも、実際は持っています、ありましたということで、突きつけられて、明らかになったわけです。

2つ質問がありまして、まず1つは、情報室が開示請求をしたものの中には、委員会及び規制庁内での検討、関連省庁や被規制対象者などとの外部のやり取りということで、開示請求されていると思います。それは内閣法制局も含まれていると思います。今日の資料を見ますと、内閣法制局に規制庁から出したものはどれでしょうか。

○黒川総務課長 2ページからのものですか。

○記者 2ページからでしたかね。

○黒川総務課長 これは11年前に出したものとということです。

○記者 逆に内閣法制局から受け取ったものがあるはずなのですが、それがここに含まれていないのはどうしてでしょうか。

○黒川総務課長 内閣法制局からは特に受け取っていません。この期間の間に法制局と特に何かがあったわけではないです。

○記者 つまり平成24年7月に法制作業をしたやり取りがあると思うのですけれども、それが含まれていないのはどうしてでしょうか。

○黒川総務課長 それは別の話というか、今日は令和4年の7月から10月までのエネ庁との面談に関する部分を説明するので、こういう形になっているということで、その他のことはこの場で申し上げようとは思っていません。

○記者 分かりました。

これに関してのもう一つの質問なのですけれども、存在しないということで、実はありますということになったわけなのですが、総務省によると、存在していれば開示決定書を出すし、不存在だったら不開示決定書を出すというのが基本だということです。そうではなくて、存在しないということを書いてしまった、うそを書いてしまったということは、言わば国家公務員法第98条の遵法義務違反ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○黒川総務課長 私はそのように言ったということではないと考えています。電話なので行き違いがあったのかもしれませんが、基本的にそのような、ないです、だからという話はしていないと報告を受けています。

○記者 言った言わないのやり取りなので、それはやめます。

一旦終わります。

○司会 ハセガワさん、お待ちください。

○記者 NHK、ハセガワです。

8のものと、9、10のものとあるのですが、8のものは企画課で作成し、9、10は法令審査室ということで、8のものを作って、長官からもう一回出してこいと言われて、9、10との対応関係はどういうことになっているのでしょうか。再提出を求められて、それに

対して出したという位置づけのものなのか、どういうことですか。なぜ法令審査室が出しているのですか。

- 黒川総務課長 当時、法令審査室と規制企画課は一体というか、どちらが本件を担当するのかというのは、まだその時点では決まっていなくて、ほぼ不分明というか、そもそも併任したうちの1人は両方併任していますので、そもそもその人はどちらなのかみたいな話もありまして、そこは区分が明確ではなかったということでもあります。

8月23日の時点で8ページを持ってきましたけれども、全く話にならないというか、もうちょっとちゃんと考えて持ってこいと言われて追い返されて、これは規制企画課の人が作りましたが、次はそういうことで別にどちらの担当というのは明確ではなかったので、9ページ、10ページの紙自体は、法令審査室の人が作って持っていったということになっています。

- 記者 でも、アンサーとしてのものだという理解でいいということですね。
- 黒川総務課長 そこはそういうことです。

- 司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。マサノさん、どうぞ。

- 記者 別のことで伺いたいと思います。先日の原子力規制委員会の中で、高浜4号機の件があったと思うのですが、CRDM（制御棒駆動機構）重故障という現象が起きていたということですが、その後、関西電力からいっばいある可能性、それが起きた可能性は何か進展はありましたでしょうか。

- 黒川総務課長 改めて関電に報告を求めていますけれども、その後、特に詳しい報告が追加であったとは聞いていません。

- 記者 なるほど。

調べてみますと、高浜原発だと1号機でも2号機でもCRDM、つまり制御棒駆動装置の故障が起きているそうなのですが、これは後で構いませんので、1号機は1983年に起きていて、2号機は1981年に起きていますが、4号機も併せて、それぞれのメーカーを教えてください。お願いします。

- 黒川総務課長 取りあえず承りました。

- 司会 エンドウさん、どうぞ。

- 記者 共同のエンドウです。

改めになるのですが、これは、今、長くずっと説明されていますが、これをもって十分説明は尽くしたとお考えなのか、改めて御自身のお言葉でお聞かせください。

- 黒川総務課長 我々としては、これで必要な説明は尽くした。具体的には、我々の中で何が検討されたのか、エネ庁との間でどのようなやり取りを行ったのか、これは説明した、できたと考えています。

- 記者 昨年12月下旬のこの説明の追加の宿題という位置づけだったと理解しています。

これについて、資料を出すという言い方をされていたと鮮明に覚えているのですけれども、結局、今日は、冷たく言えば、資料は何も出てきていないのです。送付しただけで、面談でやり取りした資料というのは、全くここにはありません。説明も口頭のみで、要は12月の下旬に言いました、こちらとして立証しようがないという、一方的な御主張でございまして、立証しようがないというところで、質問が相次いでいるということだと理解しています。これについてはどう捉えますか。

○黒川総務課長 私も覚えていますけれども、当時、資料を配ると申し上げました。改めて資料を机の上に並べてもらって見ました。見たときに、直感的に思いましたのは、不開示情報の判断が我々にできるのかというのは、非常に難しい判断だと思ひまして、それを改めていろいろと考えていって、絶対にできないかと言ったら、またそれはいろいろあったと思ひますけれども、一番大事にしたのは、御納得いただけないかもしれませんが、我々とエネ庁との関係を説明するというのが大事であって、それにエネ庁の資料本体、結局我々が出しても黒くなる中で、我々が出す意味はあるのか。判断できないなら、エネ庁に判断させる。そうであっても、エネ庁とのやり取りの経緯は説明できると考えたのであります。ただ、それが御納得いただけないということは、また御意見として承りますけれども、我々はそのように考えたということです。

○記者 そもそもところで、不開示情報に当たるかどうかというのは、手前どもからすると、非常に恣意的な運用をされているような気がするのですけれども、この点はどう捉えますか。

○黒川総務課長 不開示情報はいろんな判断があろうかと思ひますけれども、非常に難しい部分を請求されていると思ひます。要は今まさに検討中の法案の元々のバージョンという話の議論をしていますので、このタイプのもは非常に出しにくい類型です。意思形成過程のものでも、当然出せるものはありますけれども、まさにオンゴーイングの法案をそのタイミングで過去のものを出せというのは、非常に厳しい要求で、そこは開示になりにくい。これはどの役所であっても共通だと思ひますけれども、そういう判断だと思ひます。

○記者 無用な混乱を招くのですか。

○黒川総務課長 正直あります。皆さんから見ると、そう見えるかもしれませんが、我々から見ると、いろんな混乱はあります。まさに今日の議論でもありましたけれども、そういうことを考えていたのかとか、そうではなくて、最初から消すつむりの案で、この案もこの案も駄目だからこれだという、駄目案を考えていたと言われるみたいな、そういうものは当然ありますし、ほかにもいろんな類型でも、まさにオンゴーイングのもの過去のものを出すことで、いろんなことが起き得ます。それを我々は非常に心配していることです。

○記者 今回黒塗りだった部分は、実際にやり取りした資料ではなくて、あくまでも内部でのやり取りの資料にすぎないというのが私の捉えなのですが、今日の規制庁内部でや

り取りの内容というのも、法案が通れば、もしくは法案を国会に提出すれば、開示するという構えでいらっしゃるのですか。

○黒川総務課長 先々どういう判断をするかまでは、今お答えしにくいですが、当然何が不開示情報であるのか、特に先ほど申し上げたような意思形成過程で不当に誤解を与えるという理由での不開示というのは、タイミングによって当然判断は変わり得ます。今この瞬間は不開示情報だと判断しましたけれども、変わる可能性は当然あります。ただ、それを今の時点でいつ変わると思いますというのは、申し上げにくいところがあります。

○記者 例えば情報開示請求をするのだったら、都度やっていれば、もしかしたら、開示の内容が変わるかもしれないということですか。

○黒川総務課長 我々も都度都度いただいても困るので、都度都度いただいてということではないと思いますけれども、タイミングによって判断は変わり得ると思います。

○記者 しつこいですけれども、この件の追加、宿題と言われていた部分の説明は、今回で十分に尽くしたということですね。

○黒川総務課長 12月に端を発するものは、一旦ここで一区切りと考えています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ヨシノさん、どうぞ。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。

先ほど確認したことにさらに駄目押しの確認なのですが、要は根拠はないけれども、口頭で推進側から影響を受けたことはありませんでしたという説明、以上ということで、今日の説明は長かったけれども、そういうことをおっしゃっているのですか。

○黒川総務課長 一応口では言いましたけれども、それなりの根拠というか、何をもらって、どういうことを申し上げたというのはつまびらかにしたつもりです。元々何を言ったかの資料は残っていないので、どう言っても口での説明にはなりますけれども、その範囲でできる限りの説明はしたつもりです。

○記者 最後にしますが、世の中は物証で回っているのではないですか。

○黒川総務課長 こちらが何を申し上げたかの記録が残っていないというか、そもそも紙として残していないのですし、紙として残ったからといって、それは自分で書いているので、そういう中でどうやって説明するのかということで、我々としてはできる限りのことをしたかったということです。

○記者 繰り返して申し訳ないです。本当に最後にしますけれども、経産省側から来た資料を開示するかどうかは、これから向こうに移管し、皆様方が出された内部の検討も黒塗りになり、結局は何もないのですが、これでも皆様方は影響を受けないような形できちんと検討した、立証できたとお考えですか。

○黒川総務課長 黒塗りと言われましたけれども、大分出したというか、検討中の法案の

基の案をこれだけ出す役所はほかにあるのかと思います。大分出したつもりでありますし、一番上の部分、何かを考えたかの案が大事なので、あと、8ページ目もありますので、大分出したつもりではありますし、エネ庁とのものはおのずと出せないものがありましたけれども、何をもらって、何を言って、どういうやり取りをしたのかというのは、口になってしまった部分がありましたが、説明したと考えています。

○司会 オノザワさん、どうぞ。

○記者 東京新聞、オノザワです。

中座したので、出てしまっている質問だったら恐縮ですけれども、今日出していた3枚、黒塗りがついているものは、内閣法制局に出したのはいいとして、規制庁の内部で検討した資料というのは、これで全てということなのですか。それともほかにもあるのだけれども、表に出せるのはこの3枚だったということですか。

○黒川総務課長 正確に言うと、今回、12月27日の会議のリストに載っているものをということでリストアップしていますので、要は内部のものは長官を含めた意見交換ということに、結果、限られています。当然これを作る前に何段か変遷していると思います。そういうものは当然あったと思いますけれども、ポイントとなる長官への説明というところで切っていますし、そもそもそんなに生産されていないと思います。この2種類、最後に長官のところへ届く前、作る前にちょっと直すみたいなバージョン以外に、生産されたものはほとんどないと考えられます。

○記者 この時系列表、何月という中に出てくる長官との意見交換に関する資料は、これだけということですね。

○黒川総務課長 そういうことです。

○記者 分かりました。

○黒川総務課長 すごく正確に申し上げますと、例えば8月23日の長官への説明には、8月19日にもらったエネ庁のものは渡していますし、もらったものをつけたみたいなものはありますけれども、生産したものはこれだけです。

○記者 生産というのは、作ったということですね。

○黒川総務課長 作ったということです。我々で作ったものはそれだけです。

○記者 分かりました。

○司会 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。マスイさん、どうぞ。

○記者 東京新聞のマスイです。よろしく申し上げます。

今回、資源エネルギー庁に提出した資料というのは、平成24年7月に作成した内閣法制局説明資料だけなのですが、それ以外にもエネ庁から提供を受けていたら、規制庁はこう考えると、炉規法の安全規制までは立ち入るとか、そういう資料を渡していてもおかしくないと思うのですが、そういう資料はどうなっているのでしょうか。

- 黒川総務課長 事実から言うと、渡したものはなくて、結局、過去の決まったものをくれと言われれば出しますし、未来がどうなるかの案をよこせと言われれば拒否をして、一方で、彼らのものが我々のものにまで踏み込んでいたら、それは踏み込み過ぎでしょうと言って、もう少し下がって、ここまでにしてくださいということを申し上げたというのが全てということです。
- 記者 文書としての形、残っているのは、法制局の資料だけで、あとの意見というのは口頭で言ったからないということですね。
- 黒川総務課長 そうということです。
- 記者 分かりました。ありがとうございます。
- 司会 ほかはいかがでしょうか。マサノさん、どうぞ。
- 記者 自分のメモが分からなくなってしまったので、確認なのですがけれども、P9とP10は9月13日の長官・次長・原子力規制技監を含めた事務方打合せに使われたものだという理解でよろしかったですか。
- 黒川総務課長 そうということです。
- 記者 9月15日のエネ庁との面談では、これはどうされたのですか。
- 黒川総務課長 渡していません。
- 記者 9月13日のところに書いてある時系列、高経年化した原子炉に対する安全規制に関し、①運転期間の定め方にかかわらず、安全性を確認できる仕組み、②現行の2つの制度の精査とそれらとの関係の整理の2つの方針を確認とありますが、この文言と9と10の関係を教えてください。よく分かりません。
- 黒川総務課長 9と10を渡したときも、中身について議論をしたというよりは、結局どういう案を取るかは委員会にかからないと決まらないところがありますので、要はいかなる改正になっても、どういう条件が最低限必要なのかというのがその場で出た議論でありまして、運転期間の定めにかかわらず、安全性を確認できる。要は彼らが何年延ばすのか全く分かりませんから、どうなっても大丈夫なようにするというのが1つ目で、現行の2つの制度というのは、高経年化技術評価と運転期間ですけれども、それらがどういう趣旨でできていて、技術的にはどういうことをやっているか、そういうことを整理した上で、法律に格上げするか、違うやり方を取るかということを考えるという、そういう方針であったということです。
- 記者 そうすると、先ほどP9の案1の①と②というのは、何が書いてあるのか全く分からないみたいなことをおっしゃっていましたがけれども、先ほどお尋ねしたように、案1は「一回に限り」を削ってしまうと、運転期間の上限は撤廃ということになるのですが、そういう考え方とか、論点というのはどこかに書いてありますか。
- 黒川総務課長 それは我々から見たらあまり関係ない。例えば案2でも同じなのです。案2でも運転期間の規定は全部削って、PLMも法定化なので、これも永久可能というのは変

わらないのです。だから、エネ庁で運転期間を規定されるのでしょうかけれども、どのようなものであれ、我々は一定期間ごとに安全性を確認する。そういう意味でいえば、案1も案2も一応そういうものは満たしているとは思いますが、ただ、作った人から見て、明らかに案1では駄目だから案2ですと、誘導というか、そういう議論をしたのは明白だと思います。

○記者 今、誘導とおっしゃいましたが、就任後にまさに委員長に対してこの報告をしたときに、案1ではなく案2ですと誘導したのでしょうか。

○黒川総務課長 そこはそういうことではなくて、そもそも委員長に案1、案2は説明していません。

○記者 案2だけを説明したということですか。

○黒川総務課長 それもそのタイミングでは説明していないはずです。

○記者 どのタイミングで説明したのですか。

○黒川総務課長 あくまでも10月5日に議論が始まっていますので、10月5日の資料にあれこれ書いてあります。10月5日は向こうからの資料です。11月にこちら側のいろんな考え方を示した会がありましたけれども、そのときの間で、どういう形で見せたか私は存じ上げないのですが、委員会資料とどういう案があるのかみたいな議論は、その辺りでなされたのだらうと思います。

○記者 根本的なことになりましてけれども、突っぱねるという選択肢は、1回も議論されなかったのですか。

○黒川総務課長 これは根本的なスタートラインで、常に委員長がおっしゃっていることに共通しますけれども、そこはまた令和2年7月見解に戻る話で、我々は運転期間の規定については意見を持たないという意味決定をした上で、彼らがするのならば、それに合わせた改正をするというのは、既に令和2年に意思決定されていたことだと考えています。

○記者 最後の確認なのですが、案1に関してですが、先ほど聞いたことによると、どのような定め方にかかわらず、安全性を確認できる仕組みが大事だということを9月13日に話されたということですが、そうすると、老朽化していくばかりですから、案1はこれだと安全は確保できないです。どうなのでしょう。

○黒川総務課長 そのような議論もあったのかもしれませんが。だからこそ、まさにこの資料はそういうレベルで議論されたものではないので、こんなやり方があると言って、結果、案2に近い形になっていますので、まさにおっしゃるように考えたのかもしれませんが。案1では不十分だと考えて、案2になったのだと思われます。

○記者 まだいっぱい聞きたいことはありますけれども、取りあえずやめます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

た。

—了—